

4 輸送障害に関する事項

4.1 輸送障害の発生状況

- ・輸送障害(列車の運休、旅客列車の30分以上の遅延等)¹の件数は、長期的に増加傾向であり、令和3年度は6,410件(対前年度比188件増)でした。
- ・鉄道係員、車両又は鉄道施設等(部内原因^{※1})に起因する輸送障害は、1,361件(輸送障害に占める割合21.2%、対前年度比34件減)でした。このうち、鉄道係員に起因するものが285件(同4.4%、同18件減)、車両に起因するものが687件(同10.7%、同31件増)、施設に起因するものが389件(同6.1%、同46件減)でした。
- ・線路内立入り等(部外原因^{※2})による輸送障害は、3,118件(輸送障害に占める割合48.6%、対前年度比103件増)でした。このうち、自殺によるものが536件(同8.4%、同7件減)、動物によるものが1,109件(同17.3%、同9件増)でした。
- ・風水害、雪害、地震等の自然災害による輸送障害(災害原因^{※3})は1,931件(輸送障害に占める割合30.1%、対前年度比119件増)でした。このうち、風水害によるものが857件(同13.4%、同1件減)、雪害によるものが415件(同6.5%、同84件増)、地震によるものが81件(同1.3%、同16件増)でした。
- ・なお、運転事故に伴う列車の運休、旅客列車の30分以上の遅延等については、運転事故との重複を避けるため、輸送障害として計上していません。

※1 部内原因：鉄道係員、車両又は鉄道施設に起因するもの。

※2 部外原因：部内原因及び自然災害以外のもので、妨害、線路内支障、線路内立入り、踏切道、火災、自殺、動物との衝突に起因するもの、その他の8種類に分類されます。

※3 災害原因：風水害、雪害、地震等の自然災害に起因するもの。なお、自然災害による輸送障害(災害原因)は、従来より、1事業者の1つの事象(台風、地震等)における運休や遅延を1件と計上しています。例えば、梅雨前線による豪雨で、ある事業者の複数の路線で多数の運休が数日間発生した場合でも1件と計上しています。

¹ 鉄道事業法第19条等に基づき、鉄軌道事業者が国へ届け出ます。

以下、輸送障害件数の推移を示す。

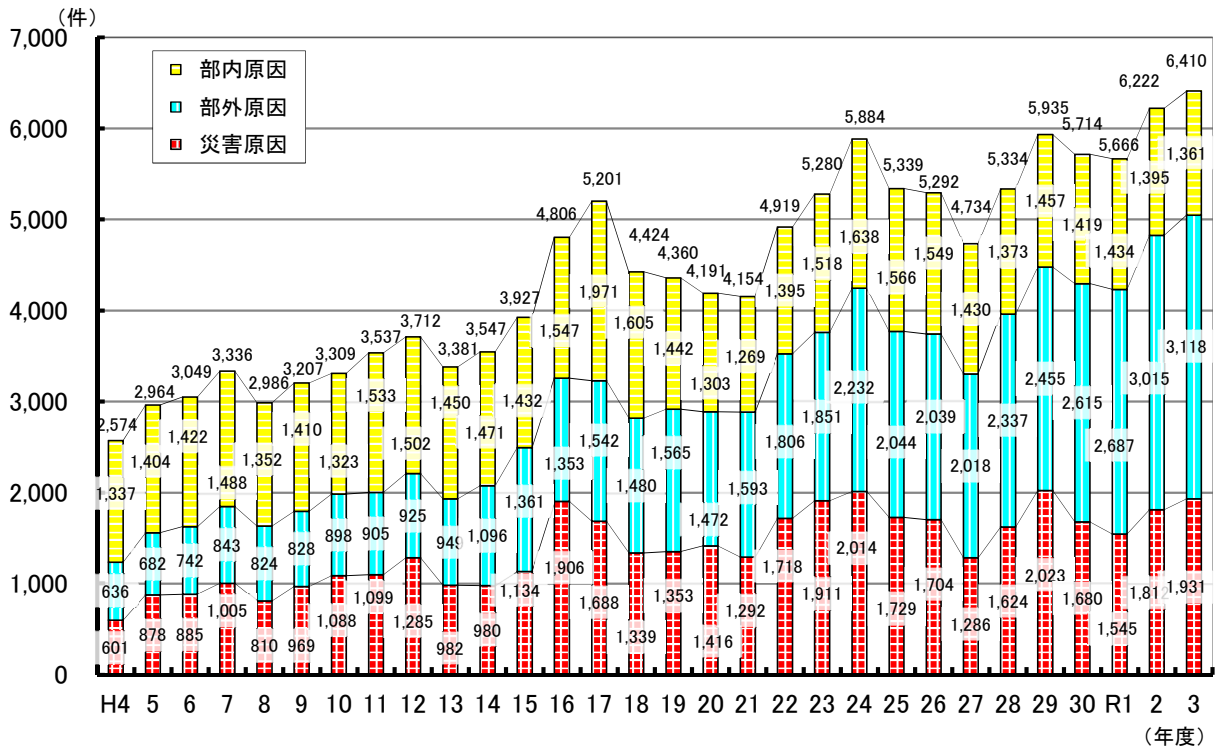


図22-1: JR(在来線+新幹線)と民鉄等(鉄道+軌道)の合計

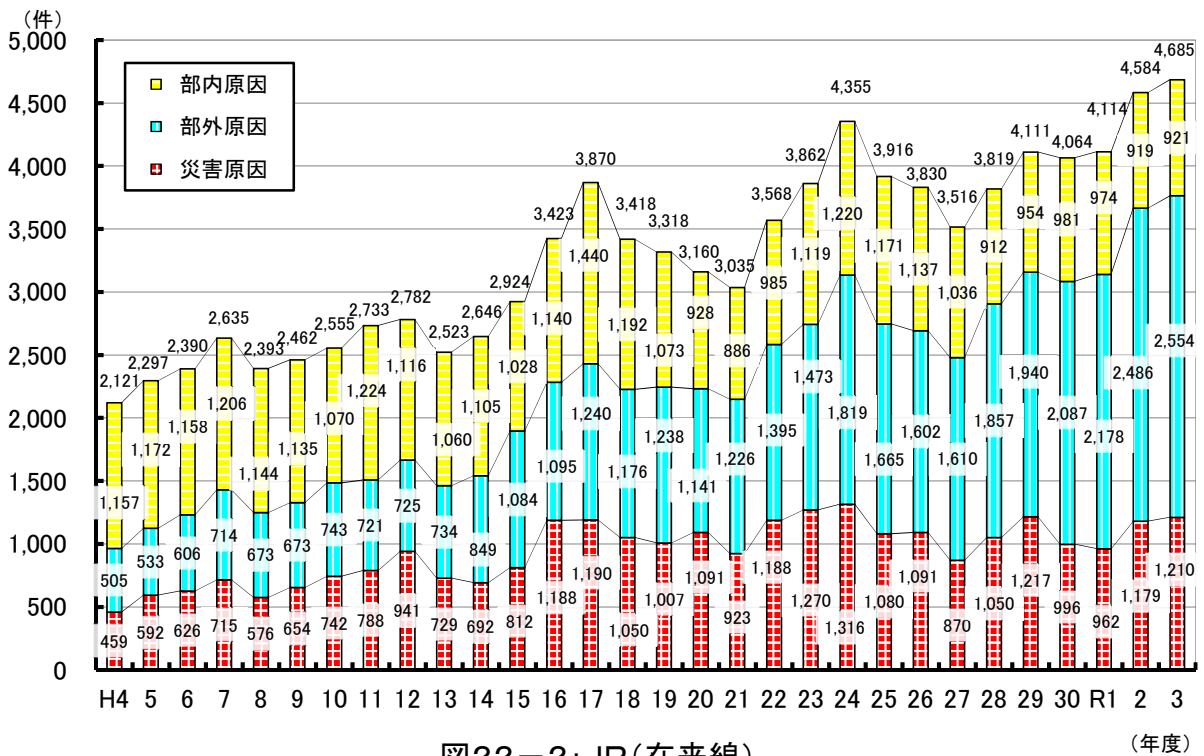


図22-2: JR(在来線)

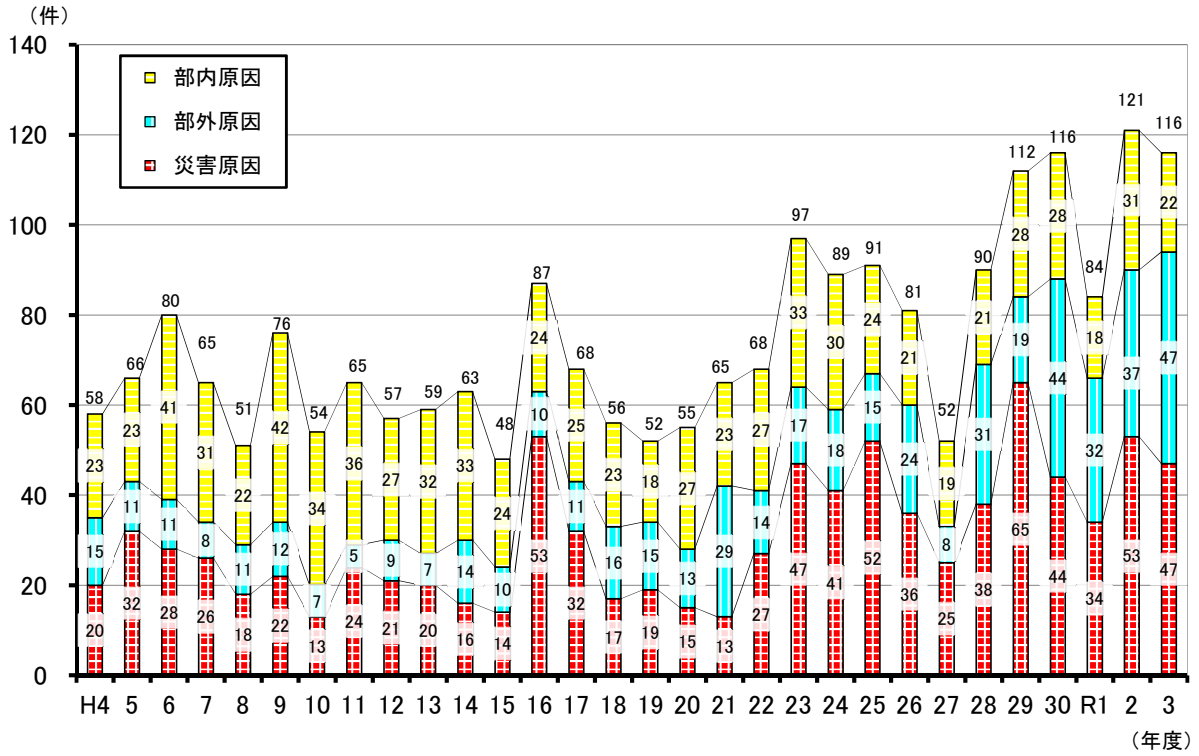


図22-3: JR(新幹線)

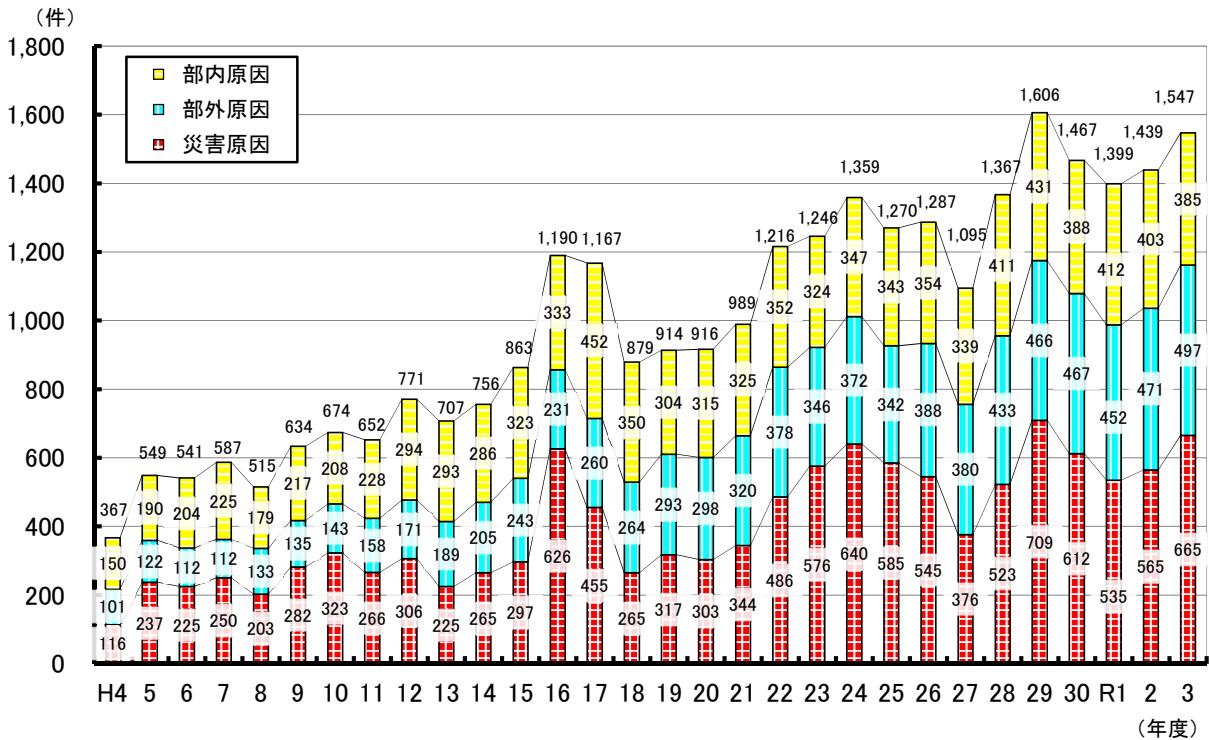


図22-4: 民鉄等(鉄道)

※ 軌道事故等報告規則第6条の規定により鉄道事故等報告規則を準用する軌道を含む

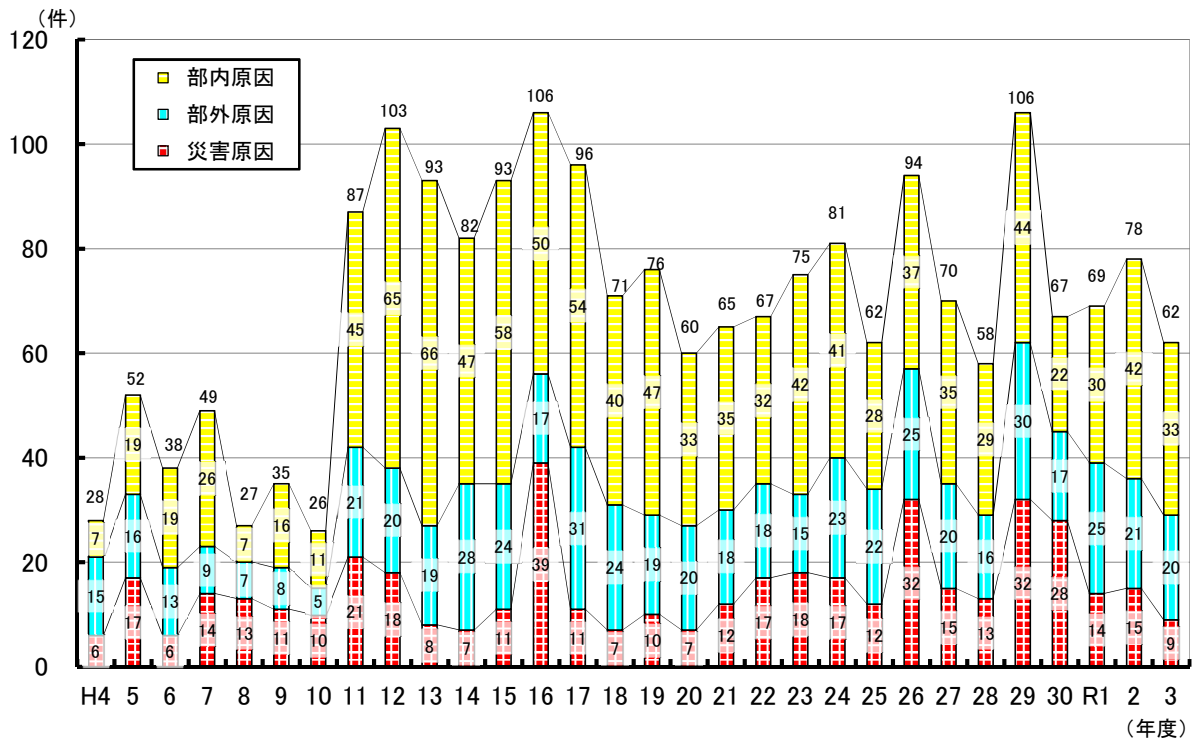


図22-5: 民鉄等(軌道)

※ 軌道事故等報告規則第6条の規定により鉄道事故等報告規則を準用する軌道を除く。

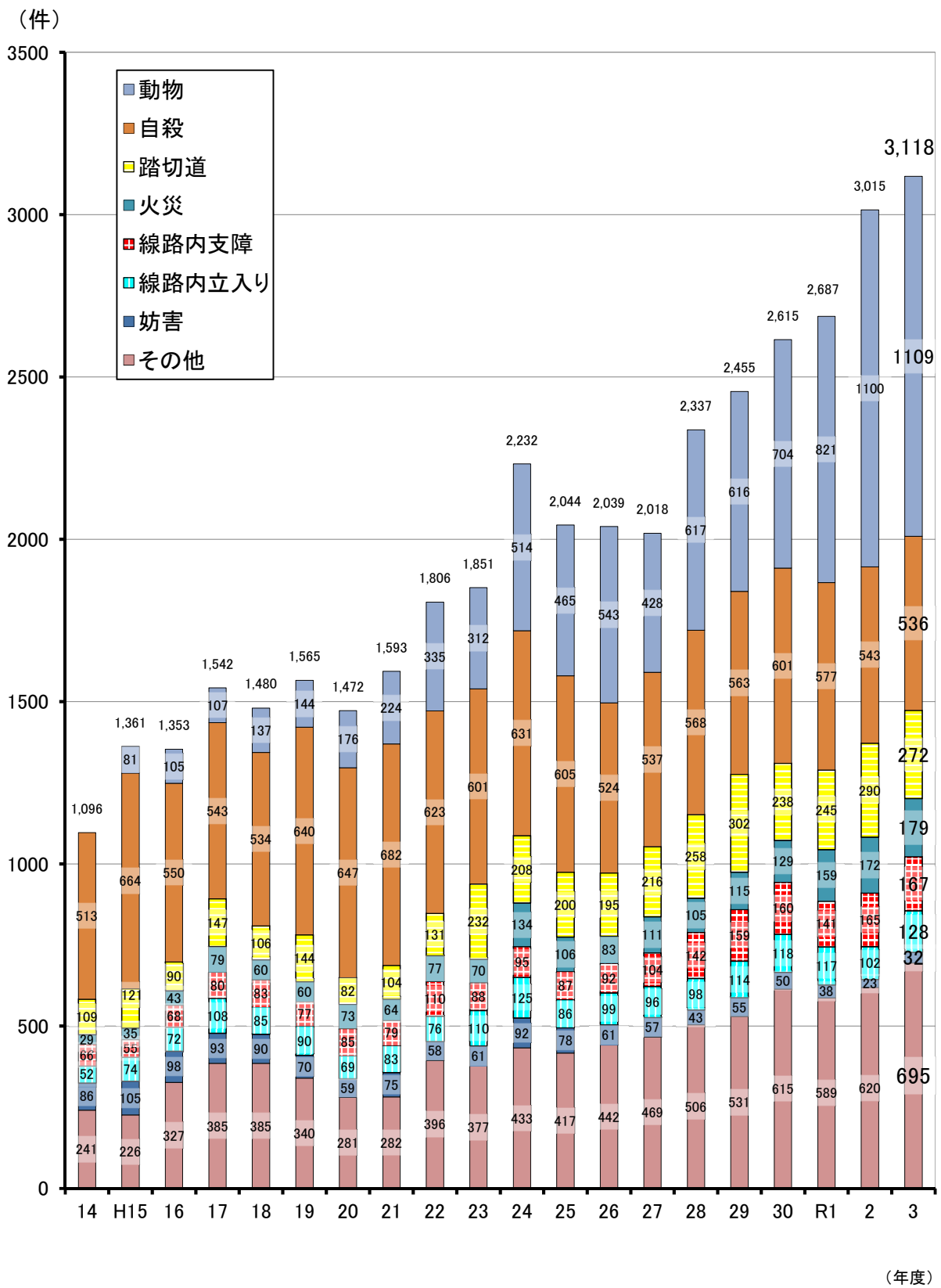


図23: 輸送障害(部外原因)の内訳